

第4期

高齢者福祉計画 介護保険事業計画

概要版



池田市

はじめに

2015年には、「団塊の世代」と呼ばれる人々が65歳を迎え、池田市におきましても4人に1人が65歳以上の高齢者になると推測されております。さらに10年後にはその世代が後期高齢を迎えることとなり、社会保障制度を根幹から見直す必要があります。いわゆる2025年問題が発生してまいります。

本市では2025年を念頭におきながら、『高齢者が、住み慣れた地域で住民とともに健康で生きがいのある生活を送り、万一介護が必要な状態になっても、その尊厳が保持され安心した老後を迎えることができるまち』創りを、市民、事業者、そして私たちが協力しながら推進してまいります。

また、超高齢社会が現実のものとなり、高齢者のみの世帯や単身世帯が増えるなか、家族の介護力の低下を補うために近隣住民の協力や地域のなかで暖かく見守る体制＝「地域介護」が必要であります。幸い本市には市内11小学校区すべてに、地区福祉委員会に加えて一昨年発足した日本で初めての地域分権制度のもと「地域コミュニティ推進協議会」があり、「地域介護」を支える土壌は十分に備わっているものと確信しております。

この「地域介護」を意識しながら、平成21年度から23年度までの「第4期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。本計画は、平成20年4月に、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、「老人保健計画」の規定が削除されたため、「老人保健計画」の位置づけは含まれておりませんが、医療法の規定による医療計画、健康増進法の規定による健康増進計画等との調和を保つ必要があることから、老人保健の内容も一部含めた計画として策定しました。

この計画の策定にあたり、市民代表、学識経験者や各分野の方々に構成する「事業計画策定委員会」において長期間にわたりご審議をいただき、貴重なご意見を頂戴したことについて、厚くお礼申し上げます。

今後、この計画を基本として平成21年からの3年間の池田市の介護保険運営を行ってまいりますので、市民の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成21年3月

池田市長 倉田 薫

目次

計 画 の 概 要

1～2頁

高 齢 者 を 取 り 巻 く 現 状

3頁

高 齢 者 保 健 福 祉 事 業 の 推 進

4～5頁

介 護 保 険 事 業 の 推 進

6～12頁

計 画 の 進 行 管 理

13頁

介 護 保 険 料 の 見 込 み

14～15頁

計 画 の 概 要

■ 計画策定の背景と趣旨

本市では平成18年3月、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制の整備等を施策の柱とする「第3期池田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画に基づき、地域ケア体制の中心となる地域包括支援センターの整備や生活圏域ごとに地域密着型サービス基盤の整備、介護予防事業の推進などに積極的に取り組んできましたが、その取り組みの過程において新たに発生した問題や課題も少なくありません。

第3期計画で設定した長期的な目標を基礎とし、さらに団塊の世代が後期高齢者となる2025年を念頭におき、これまでの事業実績や地域特性、さらには直近の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者福祉のさらなる充実を図るべく、平成21年度から23年度までを計画期間とする「第4期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することとしました。

■ 基本理念

超高齢社会を、明るく豊かで活力に満ち、すこやかにいつらつと暮らせることは、市民すべての願いです。本市では市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、協働しながら活動し続けることに努めることで、このような望ましい超高齢社会を実現するため、基本理念を次のように定めます。

『高齢者が、住み慣れた地域で住民とともに健康で生きがいある生活を送り、万一介護が必要な状態になっても、その尊厳が保持され安心した老後を迎えることができるまち』

■ 計画期間

計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（*）	第3期			第4期（今回）			第5期		

*第3期においては、「池田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

■ 計画策定の基本目標

事業計画の策定にあたっては、以下の基本目標に基づき策定します。

1. 住み慣れた地域で快適に暮らせるまちに

- 「大阪府地域ケア体制整備構想」と整合を図りつつ、住み慣れた地域で暮らすための環境づくりの促進と、小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の整備を重点課題と捉え、整備に努めます。
- 地域の実情に応じた多様なニーズに応える施設の整備に努め、国の基本指針に示された平成26年度目標（施設・居住系サービス提供施設の適正な整備、介護保険3施設利用者の重度者への重点化）の達成を目指します。

2. 高齢者の尊厳への配慮

- 高齢者虐待問題や認知症対策および孤立死防止を重要な課題とし、地域や専門職との連携・協力のもと、見守り体制の拡充や相談体制の充実に努めます。
- 地域包括支援センターや専門機関等、適切な社会的支援を提供するための連携体制の確立に努めます。

3. 介護予防の推進

- 介護予防を効果的かつ効率的に推進するため、地域ボランティアの協力の下、地域住民との交流を図り、介護予防の知識の啓発を図ります。
- 身体機能の低下が疑われる特定高齢者を早期に把握できるように努め、地域包括支援センターとの連携強化や介護予防事業の実施方法や内容を工夫すること等により参加率の向上に努めます。

4. 認知症高齢者への施策の充実

- 認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の整備を推進するとともに、地域の特性を活かした質の高いサービスの確保を目指します。

5. 安心して介護サービス等を利用できるまちに

- 安心して介護サービス等を利用できるよう、定期的に事業所連絡会を開催し、サービスの質的向上に向け事業者へ指導・助言を行うとともに、介護保険給付の適正化を図ります。
- 利用者の意向等を踏まえ、地域密着型サービス、特に小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型共同生活介護について、大阪府と協議しながら適切に整備します。

6. 高齢者を支えるネットワーク体制の充実

- 地域住民、地域包括支援センター、医療機関や福祉団体、社会福祉協議会及び消費生活センター等との連携を強化し、災害時の対策及び、詐欺の被害を未然に防ぐための高齢者のネットワーク体制の構築に努めます。

7. 「食の安全安心」確保の推進

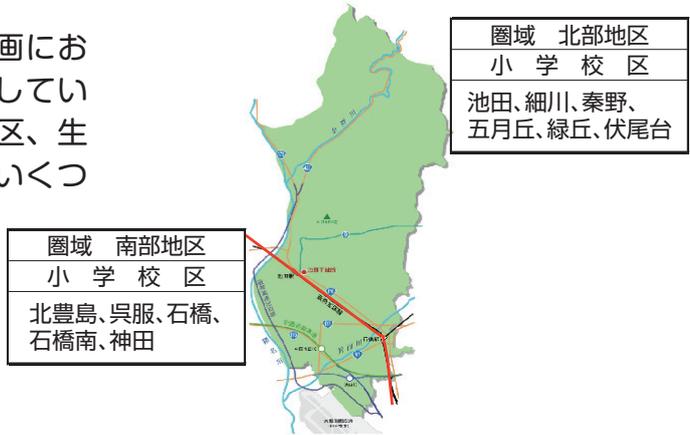
- 食中毒予防の注意喚起を重点的に行うとともに、消費関係部局と連携しながら、介護施設やそれに関連する業者等への調査・検査や適切な監視・指導を行います。

高齢者を取り巻く現状

日常生活圏域

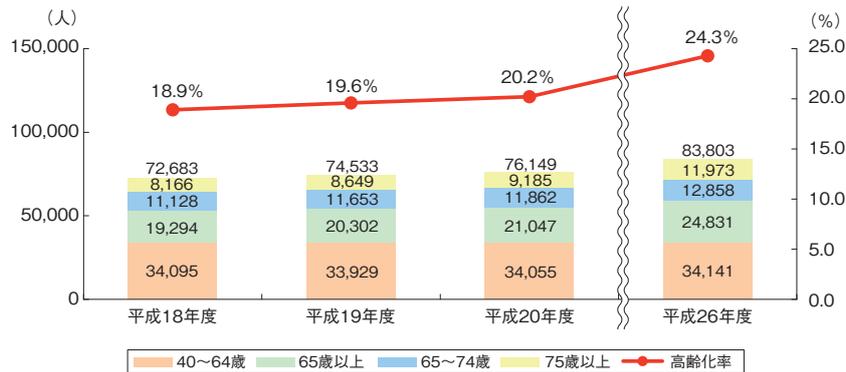
日常生活圏域とは、介護保険事業計画において、高齢者が住みなれた地域で安心していつまでも暮らせるよう、人口、小学校区、生活形態、地域活動等を考慮し、市内をいくつかの日常生活の圏域にわけ、介護給付等対象サービスを提供する為の施設の整備やその他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

【日常生活圏域図】



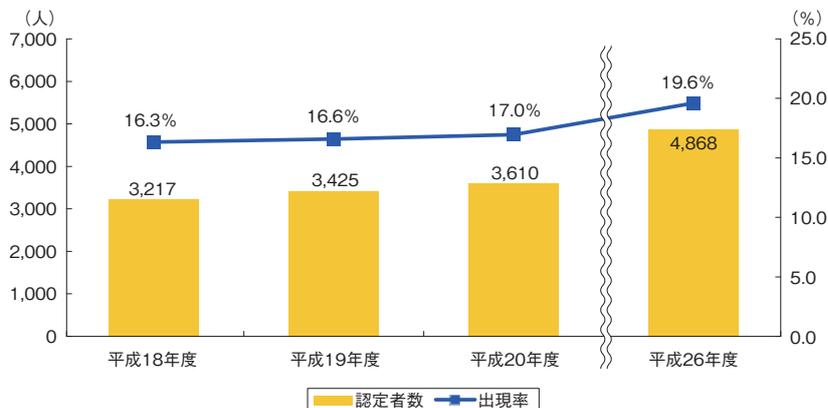
高齢者人口の現状と将来推計

高齢化率は、平成20年度には20%を突破し、平成26年度には24.3%になると見込まれます。



要介護認定者の現状と将来推計

平成18年度～20年度実績をもとに、第4期計画の要介護認定者数を推計すると、要介護認定者の高齢者に対する比率（出現率）は、平成26年には19.6%まで上昇するものと見込んでいます。



高齢者保健福祉事業の推進

■ 高齢者福祉サービス

今後、高齢化が一層進む中、すべての高齢者が住みなれた地域で、健康で安心した生活をおくれるよう高齢者福祉サービスの充実を図っていきます。

また、最近、認知症や虐待の問題が、社会問題となっており、高齢者の人権尊厳の問題として、相談体制の強化や医療との連携を図っていきます。

在宅支援、見守り事業の推進

現行の配食サービス事業、街かどデイハウス事業、日常生活用具の給付や貸与、外出支援サービス事業、軽度生活援助事業等の在宅支援事業の推進、緊急通報体制整備事業、見守り訪問活動事業等の見守りサービスを継続します。

セーフティネットの構築

地域包括支援センターを中心により強固な体制づくりを構築していくことで、地域での相談体制の強化を図っていきます。

就業機会や生きがいづくり

敬老会館の運営、シルバー人材センター、老人クラブの活動助成、また高齢者のスポーツ大会の実施や老人菜園の貸し出しを継続します。

認知症や虐待の相談体制の強化

地域包括支援センターの社会福祉士等を中心とした相談強化を進めていき、同時に日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用推進に努めていきます。

養護老人ホーム

入所者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うための施設として、養護老人ホームの運営を今後も充実していく必要があります。

軽費老人ホーム

現在あるA型については、今後建て替えの機会に円滑にケアハウスに移行して行く必要があります。現在、3施設で定員総数は100名で、第4期においても現状程度の必要量を見込みます。

高齢者の居住ニーズに対応した住宅の整備

高齢者世帯が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、高齢者に配慮した（段差の解消、手すりの設置等バリアフリー化）優良賃貸住宅の供給を図ります。

保健事業

健康増進法に基づき、健康づくりと生活習慣病予防を目的に健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、健康診査を推進します。

健康教育、健康相談

住民全体の健康度を底上げできるよう、健康教育や健康相談等による一次予防に努めるとともに、生活習慣病予防に一番大切なことは、「生活習慣の見直し」であることを住民一人ひとりが認識できるよう働きかけていきます。

また、国民健康保険加入者以外の市民も多いことから、今後は職域保健との連携も充実させ、生涯を通じた健康づくりが行えるようシステムを検討していきます。

健康診査、がん検診

健康診査未受診者は、健康について関心が低い、もしくは関心を持つことができない生活環境におかれていると考えられることから、未受診者に対するアプローチを充実させる必要があります。

また、特定健診の対象とならない住民についても引き続き、健診機会を提供していきます。

がん検診については、依然低い受診率が続いていることから、引き続き、がん検診の必要性について啓発を図り、受診率の向上に努めます。



介護保険事業の推進

■ 介護保険サービス

居宅サービスは、サービス供給量が計画を上回っているため、要介護者に対する需要に
 応えられるだけの供給量は整っています。ただし、予防給付サービスに関しては計画ほど
 伸びていませんが、今後伸びると思われるので、その供給体制の確立の必要があります。

また、介護保険施設については、国の定める施設整備の参酌標準以内で、地域の実情に
 応じた多様なニーズに応える施設整備に努めます。

在宅サービスの整備目標量

(1か月)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護	403人	420人	440人
訪問介護	16,761回	16,904回	17,358回
	791人	816人	841人
介護予防訪問入浴介護	10回	10回	10回
	1人	1人	1人
訪問入浴介護	355回	372回	407回
	78人	81人	88人
介護予防訪問看護	54回	68回	81回
	17人	20人	23人
訪問看護	1,277回	1,346回	1,405回
	226人	238人	248人
介護予防訪問リハビリテーション	58回	69回	80回
	11人	13人	15人
訪問リハビリテーション	390回	416回	436回
	78人	83人	87人
介護予防居宅療養管理指導	20人	24人	28人
居宅療養管理指導	264人	291人	318人
介護予防通所介護	124人	131人	136人
通所介護	5,338回	5,626回	5,916回
	579人	610人	641人
介護予防通所リハビリテーション	27人	28人	29人
通所リハビリテーション	1,090回	1,140回	1,190回
	148人	153人	158人

(1か月)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防短期入所生活介護	19日	20日	21日
	4人	4人	5人
短期入所生活介護	1,736日	1,823日	1,915日
	181人	200人	220人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防短期入所療養介護	8日	10日	12日
	2人	3人	4人
短期入所療養介護	288日	309日	327日
	39人	42人	44人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防特定施設入居者生活介護	26人	30人	36人
特定施設入居者生活介護	142人	166人	186人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防福祉用具貸与	93人	97人	102人
福祉用具貸与	750人	791人	834人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定介護予防福祉用具販売	10人	11人	12人
特定福祉用具販売	39人	43人	48人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防住宅改修	11人	13人	15人
住宅改修	26人	29人	32人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防支援	611人	679人	743人
居宅介護支援	1,420人	1,467人	1,513人

施設サービスの整備目標量

(1か月)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	297人	303人	314人
介護老人保健施設	185人	190人	199人
介護療養型医療施設	49人	43人	27人



地域支援事業

介護予防事業

高齢者を対象に、要介護状態又は要支援状態となることを予防することを目的とする介護予防事業を引き続き実施します。

■介護予防特定高齢者施策

事業名	今後の主な取り組み
特定高齢者把握事業	●住民健康診査との同時実施に加え、民生委員等の関係機関からの情報により、生活機能低下が疑われる高齢者の早期把握に努めます。
通所型介護予防事業	●地域包括支援センターと連携し、高齢者が介護予防事業の必要性を認識できるように介護予防事業の周知や啓発に努めます。 ●保健福祉総合センターを拠点に、通所手段の確保を図るなど、高齢者が通いやすい方法を検討します。 ●特定高齢者の心身機能の向上を図るよう教室の内容の充実に努めます。
訪問型介護予防事業	●地域包括支援センターと連携し、高齢者が介護予防事業の必要性を認識できるように介護予防事業の周知や啓発に努めます。

■介護予防一般高齢者施策

事業名	今後の主な取り組み
介護予防普及啓発事業	●「介護予防講座」「ときめきクラブ」「高齢者の筋力トレーニング教室」など介護予防の知識の普及・啓発を図ります。 ●「街かどデイハウス」や「老人クラブ」の活動等への支援を通じ、地域における高齢者の社会参加、健康づくりを促進いたします。
地域介護予防活動支援事業	●食生活改善勉強会をさらに充実させるとともに、自主的に地域で活動できるように支援します。 ●食生活改善推進員活動や地区巡回活動を充実します。 ●地域・各種団体と協力し、介護予防全体に対して支援できるボランティアの育成を図ります。

包括的支援事業

平成18年度より、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、市内4ヶ所に設置した地域包括支援センターにおいて、次の事業を引き続き実施します。

事業名	今後の主な取り組み
総合相談支援	●民生委員、地区福祉委員、コミュニティーソーシャルワーカー以外にケアマネジャー、介護保険サービス事業者、入所施設、コンビニ、商店、NPO、市民団体などが参加し、地域のネットワークを強化していけるよう検討します。 ●地域の医療機関や専門機関が地域のネットワークと協力体制がとれるような体制づくりを目指します。 ●地域の身近で信頼できる相談窓口となり、相談者の多様な状況に対応してまいります。
居住環境に配慮した施設整備	●認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備に重点を置きます。 ●施設においては家庭的な環境のもとでケアできるよう個室ユニットケア型の推進に努めます。

事業名	今後の主な取り組み
権利擁護・ 高齢者虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を狙った消費者被害についてより一層わかりやすく市民や関係機関・団体に周知いたします。 ●日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利を擁護する制度についても周知を図り、利用を促進します。 ●高齢者虐待防止とその対策の必要性を市民や関係機関・団体に啓発し、発見した際の通報義務の周知も図ります。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関および多職種が連携体制を築くことや地域のネットワークの強化を図るため、地域ケア会議や地域ネットワーク会議の推進に努めます。 ●地域包括支援センターの相互の連携を図り、ケアマネジャーの資質向上やケアマネジメントへの支援を行います。
介護予防 ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も健康増進課と共に特定高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防事業を実施いたします。 ●要支援者の介護予防ケアマネジメントでは利用者本人や家族、サービス提供事業者に対する理解を深めてもらい、適正なサービスの利用に繋がっていきます。
地域包括支援センター の周知とPR	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も市民向けのイベント等への参加や広報等、積極的なPRに努め、地域のなじみのセンターとなることを目指します。

任意事業

池田市の実情に応じ、介護給付等費用適正化事業、家族支援事業などを実施し、包括的支援事業の補完的役割として努めていきます。

地域密着型サービス

日常生活圏域を単位として、地域密着型サービスの基盤整備を図り、特に小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の整備に重点を置きます。

引き続き事業者指定、介護報酬の設定等、地域密着型サービスに係る事務の公平・公正な運営を確保するために「地域密着型サービス運営委員会」を設置します。

■認知症対応型共同生活介護

(利用見込数/月)

圏域		平成21年度	平成22年度	平成23年度
北部地区	整備個数	0	0	1
	利用見込数	54	54	63
南部地区	整備個数	1	2	0
	利用見込数	46	64	64
計	整備個数	1	2	1
	利用見込数	100	118	127

■認知症対応型通所介護

(利用見込数/月)

圏域		平成21年度	平成22年度	平成23年度
北部地区	整備個数	0	0	0
	利用見込数	25	26	28
南部地区	整備個数	0	0	0
	利用見込数	6	7	8
計	整備個数	0	0	0
	利用見込数	31	33	35

■介護予防小規模多機能型居宅介護 (利用見込数/月)

圏 域		平成21年度	平成22年度	平成23年度
北部地区	整備個数	0	0	1
	利用見込数	5	5	8
南部地区	整備個数	0	1	0
	利用見込数	5	8	8
計	整備個数	0	1	1
	利用見込数	10	13	16

■小規模多機能型居宅介護 (利用見込数/月)

圏 域		平成21年度	平成22年度	平成23年度
北部地区	整備個数	0	0	1
	利用見込数	42	42	64
南部地区	整備個数	0	1	0
	利用見込数	45	67	67
計	整備個数	0	1	1
	利用見込数	87	109	131

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (利用見込数/月)

圏 域		平成21年度	平成22年度	平成23年度
北部地区	整備個数	0	0	0
	利用見込数	0	0	0
南部地区	整備個数	0	0	0
	利用見込数	29	29	29
計	整備個数	0	0	0
	利用見込数	29	29	29

その他の介護保険サービスについて

要介護認定体制の充実

要介護認定の適正化に向けた取り組みとして、認定調査項目の精査（追加・削除）等による要介護認定基準の見直しに対応するため、引き続き、研修や情報提供を積極的に行っており、調査員の質の向上とともに適正な認定調査の質の維持に努めていきます。

認定審査会の座長会議をはじめ、認定審査会委員に対する研修や情報交換の場を設けるなど、これまで以上に審査判定方法及び基準が均一に保たれるよう努めていきます。

ケアマネジャーへの支援の充実

ケアマネジャー連絡会を定期的に開催し、基本的姿勢やケアマネジメントの手法等が向上できる研修会や介護保険や保健・福祉・医療サービス等の情報提供等を行います。

また、適切なケアマネジメントが行えるよう、常にケアマネジャーの声にも耳を傾け、相談しやすい支援体制を整えます。



事業者相互間の連携の確保に関する事業

介護保険サービスの円滑な提供を図り、サービス提供事業者相互の連携の確保をするため、事業者連絡会議の充実を図ります。

制度及び介護保険サービス周知方法の充実

広報誌をはじめ冊子の配布、ケーブルテレビ、ホームページなど様々な手段によるサービスの周知に努めるとともに、障がい者や認知症高齢者、在住外国人高齢者などに配慮したものとなるよう努めます。

また、介護サービス事業者情報をタイムリーに提供できるよう、各種媒体による情報供給体制をさらに充実させます。

事業者への指導監査についての取り組み

よりよいサービスの提供・健全な事業所運営につながるようするため、池田市に権限の付与された指導・監査について、点検・指導を行い、事業所の適正な運営がなされるよう支援し、よりよいサービスにつながるよう努めていきます。

介護給付適正化等についての取り組み

不要なサービスが提供されていないかを検証のするため、「池田市介護給付適正化実施計画」に基づき介護保険サービス利用者に対して費用額及び利用者負担額等を記載した給付通知書を送付します。また、不適正なサービス提供がおこなわれていないか点検し、増大する介護給付費に対する不適切な給付の削減や、ケアプランチェックによるケアマネジメントの手順と実質面での適正化に図っていきます。

認知症高齢者対策の推進

住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら家族とともに安心して生活できるよう、家族も含め地域全体が認知症について正しく理解し、地域全体で認知症高齢者を見守り、そしてひとりひとりが自分にできることを考え認知症高齢者を支援する体制を推進していきます。

高齢者虐待防止の取り組み

■高齢者虐待防止ネットワーク事業の活用・充実

高齢者虐待を未然に防ぐためネットワークの充実を図り、情報の一元化や関係機関の連携を深めるとともに、通報義務、立入調査、早期発見・介入等による虐待防止を目指し組織的に対応できるよう地域包括支援センターを核として地域での体制づくりを進めます。

■虐待高齢者の権利擁護

地域包括支援センターでの相談窓口の充実、成年後見制度の活用を含めた広報・啓発・相談に取り組みます。

■周知及び啓発

高齢者やその家族等に対し、パンフレットの配布、講座開催等を行い、広報・啓発を図っていきます。

高齢者を支えるネットワーク体制の充実

■セーフティネット体制の充実

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、地域包括支援センターを中心に、民生委員、地区福祉委員会及び地域ケアに関わる多様な機関とのネットワーク体制を充実させ見守り、高齢者ごとに対応策を検討していきます。

相談・苦情処理の充実

■苦情処理体制の充実

広く市民から相談・苦情を受付する体制の拡充を、また、苦情処理については、居宅介護支援事業者、サービス事業者、国民健康保険団体連合会、大阪府などと連携を密にし、それぞれの役割に応じた対応を行い、迅速かつ適切な処理を行える体制の充実を図ります。

■障がい者の相談体制について

障がい者に配慮した相談体制づくりを図ります。

■福祉なんでも相談体制の充実

現行の福祉なんでも相談との連携を深めることで、迅速な対応を図ってまいります。

■派遣相談員の充実

施設のみならず、居宅サービス事業者への訪問により利用者の疑問や、不安を解消し介護サービスの質の向上を図ります。



計画の進行管理

■ 進行管理の意義

事業計画は、介護保険事業運営の基となる重要な計画であり、そのために、各計画年度における達成状況の点検及び評価を行い、円滑な介護保険事業の確保を図ることが重要となります。

■ 進行管理機関

この計画及び介護保険事業の適正な運営と進行管理を行うために、介護保険事業運営委員会を設置し、毎年2回程度開催し、介護保険事業計画で定めた計画期間の各年度の数値目標の進捗状況及びサービスの利用状況、サービス事業者相互間の連携などを確認し、その評価を行います。また、3年ごとに作成する計画の際に意見を反映することとします。

■ 運営委員会の構成

計画における意見は、介護保険に関わる多くの分野から反映させるべきであるため、運営委員会は、学識経験者、保健・医療・福祉に関する事業者又は経験者及び公募による市民代表等による構成とします。

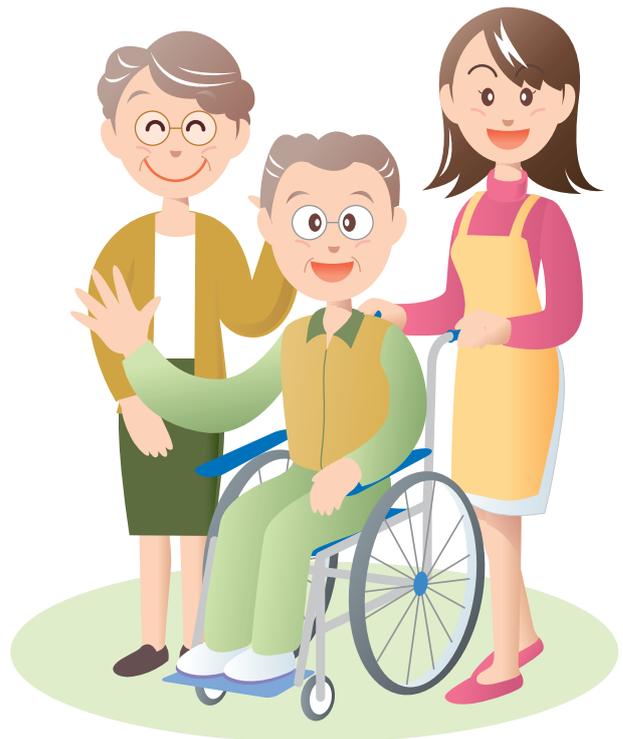
■ 情報の公開

介護保険事業の運営については、被保険者との信頼が重要となるため、事業内容の公開は、不可欠です。そのため、事業内容、事業計画の進捗状況、介護保険財政などについては、運営委員会の会議の公開をはじめ、市民への情報公開と情報の提供を行います。

■ 計画の評価体制

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を通じて、計画目標が達成されたかを評価・検証し、その問題点や改善点を計画の中にフィードバックしていくことが大切です。

そのため、事業計画分析、ならびに、高齢福祉サービスの現状分析等を行い、定期的に運営委員会等において、計画の評価を行います。



介護保険料の見込み

介護保険の給付費の財源構成について

介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた『標準給付費』の負担の財源は、50%が公費、50%が保険料で賄われます（利用者負担を除く）。第4期計画期間（平成21～23年度）において第1号被保険者は、保険給付費の20%を保険料として負担することを標準とします。

【施設以外の居宅サービス費（カッコ内数字は、施設給付費）】

公 費				保 険 料	
国負担分	(*) 国の調整交付金	都道府県負担分	市町村負担分	(65歳以上の方) 第1号被保険者	(40歳～64歳の方) 第2号被保険者
20% (15)	5% 程度	12.5% (17.5)	12.5%	20%	30%
100%					

+ 利用者自己負担

* 調整交付金……75歳以上比率が高い市町村や所得が全国平均よりも低い水準にある市町村について、介護保険の財源が不足しないように調整交付金で格差が調整されます。

第1号被保険者の保険料の算定方法

平成21年度から23年度までの3年間のサービスに係る保険給付費等（保険給付費総額・地域支援事業費）を算出します。

算出した額を保険料収納率、所得による負担割合を勘案しながら、第1号被保険者数で割り、月額保険料を算出します。

*** 保険料は、介護保険のサービス利用が多くなると、保険料額は増加します。**

なお、平成20年度まで導入されていた税制改正による激変緩和措置の終了に伴い、本人が非課税で世帯の誰かに課税者がいる世帯の段階の設定方法について、各保険者で保険料基準額に対する割合を弾力化することが可能になりました。

これを踏まえ、池田市においては下記の点に重点をおいて、保険料を設定しました。

- ① 低所得者に配慮した保険料設定
 - ・ 第4段階特例の料率は、保険料を第3段階へ近づけるため抑制。
 - ・ 第5段階の料率は、激変緩和措置対象者の料率を考慮。
 - ・ 第5段階の基準所得金額は、税制改正前の高齢者の非課税限度額に設定。
- ② 所得に応じた保険料設定
 - ・ 現行の7段階を12段階（第4段階特例も含めると13段階）設定することにより、所得に応じた保険料を設定。

■ 保険料の段階設定

池田市の、第4期における保険料段階を下記のように設定しました。

区 分	対 象 者	保 険 料	
		負担率	年 間
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 老齢福祉年金受給者であり、かつ市民税世帯非課税の方 生活保護を受けている方 	(基準額×0.50)	24,300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員に市民税がかかっていなくて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 	(基準額×0.50)	24,300円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員に市民税がかかっていなくて、第2段階に該当しない方 	(基準額×0.75)	36,450円
第4段階 <ul style="list-style-type: none"> 本人は市民税がかかっていないが、世帯の誰かに市民税がかかっている方 	(特例第4段階) <ul style="list-style-type: none"> 第4段階のうち、合計所得金額+課税年金収入額が、80万円以下の方 	(基準額×0.88)	42,770円
	(第4段階) <ul style="list-style-type: none"> 上記特例以外の第4段階の方 	基準額	48,600円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方 	(基準額×1.15)	55,890円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 	(基準額×1.25)	60,750円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	(基準額×1.50)	72,900円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 	(基準額×1.60)	77,760円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 	(基準額×1.65)	80,190円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方 	(基準額×1.90)	92,340円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方 	(基準額×2.00)	97,200円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人に市民税がかかっていて、前年の合計所得金額が1000万円以上の方 	(基準額×2.05)	99,630円

**第4期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
概要版**

平成21年3月発行

編集・発行 池田市 保健福祉部 高齢介護課
〒563-8666 池田市城南1-1-1
TEL 072-752-1111 (代表)

